

令和元年7月2日

報道関係 各位

淡路交通株式会社

消費税引上げに伴う路線バス（乗合バス）の上限運賃改定の申請について

淡路交通株式会社（本社：洲本市、社長：加藤 友彦）では、令和元年5月31日、国土交通省に乗合バス運賃の変更認可申請を行いましたので、お知らせいたします。

1. 申請理由

令和元年10月1日より実施される消費税率引上げに伴う税負担増加分の運賃への転嫁のため。

2. 申請概要

(1) 申請日

令和元年5月31日

(2) 運賃改定実施予定日

令和元年10月1日（予定）

(3) 改定上限運賃の平均改定率

1. 568%（参考：消費税引上げ率1. 852%）

(4) 現行・申請運賃の制度及び概要

◎運賃制度……対キロ区間制

◎現行・申請比較	[現 行]		[申 請]
基準賃率	40円80銭	⇒	41円50銭
初乗り運賃	150円	⇒	160円

(5) その他

- ・高速バス（三ノ宮各線、大阪線等）の運賃につきましては、今後届出する予定です。
- ・その他、詳細な改定内容につきましては、認可を受け次第、お知らせいたします。

お問い合わせ連絡先

淡路交通株式会社 運輸部業務課 森崎・高田

TEL. 0799-22-3121

FAX. 0799-22-3125